

みんなで かしこい消費者になろう！



～エルちゃんの見学講座～



◆契約とは・・・



運賃を支払って
乗物に乗る



電話で注文する



利用料を払って
温泉に入る

契約は、消費者（買う人）と事業者（売る人）の意思が一致すれば、口頭（口約束）でも契約は成立します。

契約が成立すると、消費者、事業者ともに契約内容を守る権利と義務が発生します。



みんなが、お金払ろうて電車に乗ってきたことも「契約」していることになるんやで！
買い物などをする（契約）前には、本当に必要な物なんか、よく考えや～！
お金は大切やで～！大事にしい～や～！



大阪市消費者センター サブキャラクター
たより なるよ

「^{だい} ^じ 大事な^{かね} お金の^{やく} ^{わり} 3つの役割」

- ①お^{かね}金は、モノやサービスと^{こう} ^{かん}交換することが
できます。
- ②お^{かね}金は、モノやサービスに^ね ^{だん}値段をつけること
でその^か ^ち価値をあらわすことができます。
- ③お^{かね}金は、未来のために^た貯めることで、好きな
ときにモノやサービスと^{こう} ^{かん}交換することができ
ます。

1

「^た貯める」と「^か借りる」どちらが^よ良いか？

^た貯める

- 自由^じ ^{ゆう}に^{つか}使うことができる。
(家、車、旅行など)
- 病^{びよう} ^き気などで^し ^{ごと}仕事ができず、
収^{しゅう} ^{いふ}入が無くなった場合、お
金^{かね}があると^{あん} ^{しん}安心。
- 考^{かんが}えずに^{つか}使ってばかりいる
と、いつまでたっても^た貯ま
らないので、^{つよ} ^い強い意志が^{ひつ} ^つ必要。

^か借りる

- 今^{いま} ^{とき}はお金^{かね}がなくても^{ひつ} ^{よう}必要な
時^{とき}に^か ^{かり}借りることができる。
- 計^{けい} ^{かく}画的にお金^{かね}を^か ^{かり}借りないと、
返^{かえ} ^{きかん}す期間によっては^{きん} ^り金利が
か^か ^{かり}かり、^か ^{かり}借りたお金よりも
多^{おほ} ^くく返^{かえ} ^{きかん}すことになる。
- お^{かね}金を返^{かえ} ^{きかん}す計^{けい} ^{かく}画を立てて^か ^{かり}借
りたが、^{びよう} ^き病^{びよう} ^き気になっ^{しゅう} ^{いふ}て収^{しゅう} ^{いふ}入
が^へ減ると、^か ^{かり}借りたお金^{かね}を返^{かえ} ^{きかん}せ
なくなる^か ^{のう} ^{けい}可能性^{けい}がある。

現金ではないお金の支払い方法

クレジットカードや電子マネーなど、現金を使わずに支払うことを「キャッシュレス」といいます。

出典元：経済産業省

電子マネー

様々な会社が独自に発行している電子的なお金で、主にスーパー、コンビニ、改札機でタッチしてお金を払える。

カードタイプのほかに、携帯電話やスマートフォンで使えるタイプがある。



デビットカード

お買い物や食事代のお支払いで提示すると、代金が銀行の口座からすぐに引き落とされるカードのこと。



クレジットカード

お店などで、お金を払うときに使うと、その場で現金を支払うことなく商品やサービスを受け取ることができ、後でお金の請求が来る（後払い）カードのこと。代金の請求は、いっぺんに支払うか分けて支払う。あるいはボーナス払いなどがある。



スマートフォン

スマートフォンに、クレジットカード、電子カード、銀行口座などを登録し、お店などでのお金を払うときに使える。スマートフォンをタッチ、あるいはバーコードやQRコードを使って支払うことができる。



☆エルちゃんクイズ☆

正しいものに○をつけてください。みんなわかるかな？答えは次のページにあるよ！

- () 友だちとゲームをしていて「アイテムがほしいがお金がない」と言ったので、親のクレジットカードの番号を教えた。
- () クレジットカードはお金と同じで好きな時に使えるので、使ったお金を返すのも、いつでも良いと思う。
- () インターネットでほしい商品があったので親にだまってクレジットカード番号を入力した。



若年者に多い消費者トラブル

◆オンラインゲームの課金

○携帯電話でゲームをしていて、欲しいアイテムがあったので、課金して遊んでいた。後日、カード会社からの請求金額が高かったので課金していたことが親にばれた。
(13歳 男性)

◆ワンクリックで高額請求

○スマートフォンでアダルトサイトに接続したら、いきなり45万円の請求画面が出てきた。
(15歳 男性)

◆インターネット通販

○スマートフォンで、初回980円の化粧水を買った。商品が届いた後、15,000円の請求書が届いた。その時に初めて定期購入だとわかった。(15歳 女性)



○動画共有サイトの広告を見て、初回500円の除毛クリームを注文した。2回目も500円だと思っていたが、5,980円だった。
(16歳 男性)

○ネットでダイエットサプリメントを注文したが、定期コースになっていた。支払いができないので、そのままにしていたが、法律事務所から9,180円支払うよう手紙が届いた。
(16歳 女性)

【保護者の皆さまへ】契約をやめることができる場合があります

その1 未成年者契約の取消し

未成年者が親権者の同意がなく、契約したとき、その契約を取り消すことができます。

ただし、おこづかいの範囲で行った契約や、年齢をごまかして契約した場合は取り消すことができません。



その2 「クーリング・オフ」制度による契約の解除

突然の勧誘を受けて契約したときは、一定期間内であれば無条件で契約を解約することができます。

【8日間】

- ・訪問販売
- ・電話勧誘販売
- ・特定継続的役務提供（エステなど）
- ・訪問購入

【20日間以内】

- ・連鎖販売取引（マルチ商法）
- ・業務提供誘引販売取引（内職商法など）

その3 消費者契約法による取り消し

「事業者（売る人）の説明がウソだった」「良いことばかりしか言わない」「帰りたいと言っても帰らせてくれない」などの契約にはこの法律が適用されます。

メモ

困ったときは一人で悩まず、
大阪市消費者センターへご相談ください！

消費生活相談のご案内

☎ **06-6614-0999**

※ご相談は大阪市にお住まいの方に限ります。
月曜日から土曜日 10時から17時まで（祝日を除く）



消費者ホットライン **「188」** 番

全国共通の電話番号で、
身近な消費生活相談窓口
をご案内します。



消費者庁消費者ホットライン
イメージキャラクターいややん